

労働者派遣事業に関する情報提供

(対象期間 : 2024年5月1日～2025年4月30日)

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」の第23条5項
(則第18条の2第3項)の規定に基づき、情報を提供いたします。

【1】2025年6月1日付 派遣労働者数

参照:事業報告書 第7面 II 1 ①

事業所名	本社
派遣労働者数	19

【2】2024年度 派遣先事業所数(実数)

参照:事業報告書 第2面 I (5) ①

事業所名	本社
派遣先事業所数	6

【3】2024年度 雇用安定措置を講じた人数の実績

参照:事業報告書 第2面 I (8)

事業所名	本社
雇用安定措置対象者	0
うち、雇用安定措置を講じた人数	0

【4】労働者派遣に関する料金等およびマージン率

参照:事業報告書 第3面 (9) ①

事業所名	本社
派遣料金の平均額／8Hあたり	¥31,692
派遣技術者の賃金の平均額／8Hあたり	¥22,168
マージン率 (小数点以下第1位未満を四捨五入) (①-②) ÷ ①	30.1%

【5】派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

参照:事業報告書 第6面 (11) ② ③

区分	教育訓練の種類	方法		実施主体				派遣労働者の費用負担	備考		
		OJT	OFF-JT	派遣元事業主	派遣先	他の教育訓練機関への委託	その他				
		(賃金支給の状況)									
社内	能力維持・向上のための社内研修		○	○		○		無			
社内	若年社員フォローアップ研修	○		○				無			
社外	能力維持・向上のための社外教育・講習等		○		○	○		無			
派遣前	派遣前技術講習		○	○				無			

※派遣元事業所毎の実施状況は事業報告書を参照のこと

【6】キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先

〒763-0084

香川県丸亀市飯野町東二1486番地

TEL:0877-85-5001 FAX:0877-58-1781

新光電装 株式会社

総務部 部長 三谷 守

【7】派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 : 令和 8 年 3 月 31 日)

・協定労働者の範囲 (当社で雇用する全派遣労働者)

以上